

平成28年11月定例県議会

提出議案一覧

(12月7日追加提案分)

島根県

第 4 5 6 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 一 覧

H 2 8 . 1 2 . 7 追 加 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名				
議 案 (17件)	予算案 (9件)	1 4 4	平成28年度島根県一般会計補正予算（第5号） 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 ① 補正額 414,268千円 ② 歳入歳出予算 11月補正後予算額（第4号提案後）(a) 5,451億円 11月補正予算額（第5号） (b) 4億円 補正後予算額 (a) + (b) 5,455億円 * 対前年度同期比 102.0% 【参考】平成27年度11月補正後予算額 5,349億円 ③ 財源 全額繰越金				
		1 4 5 ～ 1 4 8	平成28年度島根県中小企業近代化資金特別会計補正予算（第2号） 外3特別会計補正予算 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 4 5 中小企業近代化資金</td> <td style="width: 50%;">1 4 6 臨港地域整備</td> </tr> <tr> <td>1 4 7 流域下水道</td> <td>1 4 8 県営住宅</td> </tr> </table> </div>	1 4 5 中小企業近代化資金	1 4 6 臨港地域整備	1 4 7 流域下水道	1 4 8 県営住宅
		1 4 5 中小企業近代化資金	1 4 6 臨港地域整備				
1 4 7 流域下水道	1 4 8 県営住宅						
1 4 9 ～ 1 5 2	平成28年度島根県病院事業会計補正予算（第2号） 外3事業会計補正予算 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 4 9 病院</td> <td style="width: 25%;">1 5 0 電気</td> <td style="width: 25%;">1 5 1 工業用水道</td> <td style="width: 25%;">1 5 2 水道</td> </tr> </table> </div>	1 4 9 病院	1 5 0 電気	1 5 1 工業用水道	1 5 2 水道		
1 4 9 病院	1 5 0 電気	1 5 1 工業用水道	1 5 2 水道				

区 分		議案No	議 案 名								
条例案 (8件)	153	<p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ (+0.05月分)</p> <p>③ 初任給調整手当の支給月額の限度額の上上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの</td> <td>413,300円</td> <td>413,800円</td> </tr> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの</td> <td>50,500円</td> <td>50,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 扶養手当の見直し</p> <p style="text-align: right;">施行日：①③公布の日 (平成28年4月1日から適用) ②公布の日 (平成28年12月1日から適用) ④平成29年4月1日</p>	支給対象者	改正前	改正後	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	413,300円	413,800円	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,500円	50,600円
	支給対象者	改正前	改正後								
	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	413,300円	413,800円								
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,500円	50,600円									
154	<p>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ (+0.05月分)</p> <p>③ 扶養手当の見直し</p> <p style="text-align: right;">施行日：①公布の日 (平成28年4月1日から適用) ②公布の日 (平成28年12月1日から適用) ③平成29年4月1日</p>										
155	<p>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ (+0.05月分)</p> <p>③ 扶養手当の見直し</p> <p style="text-align: right;">施行日：①公布の日 (平成28年4月1日から適用) ②公布の日 (平成28年12月1日から適用) ③平成29年4月1日</p>										

区 分		議案No	議 案 名												
条例案 つづき	156	特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 一般職の勤勉手当の改正に準じて、期末手当を引き上げ（+0.05月分） 施行日：公布の日 （平成28年12月1日から適用）													
	157	島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を踏まえ、病院局職員に対して支給する扶養手当について所要の改正 施行日：平成29年4月1日													
	158	島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を踏まえ、企業局職員に対して支給する扶養手当について所要の改正 施行日：平成29年4月1日													
	159	職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例 人事委員会の報告の趣旨を踏まえ、及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護休暇の取得期間の変更及び時間単位で取得可能な介護のための休暇制度（介護時間）を新設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護休暇</td> <td>連続する6か月以内</td> <td>6か月以内で3回まで分割取得可能</td> </tr> <tr> <td>介護時間</td> <td>(新設)</td> <td>連続する3年以内で1日につき2時間以内取得可能</td> </tr> <tr> <td>超過勤務</td> <td>制限あり(深夜勤務の禁止、超過勤務時間の制限)</td> <td>左記に加え、公務の運営に支障が生ずる場合を除き、超過勤務を免除</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：規則で定める日			改正前	改正後	介護休暇	連続する6か月以内	6か月以内で3回まで分割取得可能	介護時間	(新設)	連続する3年以内で1日につき2時間以内取得可能	超過勤務	制限あり(深夜勤務の禁止、超過勤務時間の制限)	左記に加え、公務の運営に支障が生ずる場合を除き、超過勤務を免除
		改正前	改正後												
介護休暇	連続する6か月以内	6か月以内で3回まで分割取得可能													
介護時間	(新設)	連続する3年以内で1日につき2時間以内取得可能													
超過勤務	制限あり(深夜勤務の禁止、超過勤務時間の制限)	左記に加え、公務の運営に支障が生ずる場合を除き、超過勤務を免除													
160	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 人事委員会の報告の趣旨を踏まえ、及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲を拡大 施行日：規則で定める日														

県予算規模の推移

(単位：百万円)

年度	当初	前年比 (%)	6月補正	9月補正	11月補正	2月補正	その他	最終専決後
10	639,430	+6.0	44,955 (経済対策45,964)	4,665 (経済対策 4,205)	46,835 (経済対策45,734) 追加提案 1,050 (給与 1,050)	追加提案 ▲6,908 (経済対策 702)	10/15 1,200 (災害復旧)	730,209
11	◎ 634,415	▲0.8	23,101	11,465	追加提案 36,973 (経済対策37,670) (給与 ▲1,483)	追加提案 1,195 (経済対策 6,779)		708,415
12	643,823	+1.5		11,697 (経済対策 3,835)	28,958 (経済対策26,720) 追加提案 ▲1,172 (給与 ▲1,172)	追加提案 ▲1,457 (経済対策 4,963)	10/23 403 (震災対策)	679,977
13	665,250	+3.3		4,546	4,647 (緊急雇用創出 3,600)	追加提案 ▲965 (経済対策22,263)	8/ 2 109 (漁業対策)	674,343
14	642,760	▲3.4		6,856	30	11,238 (経済対策11,238) 追加提案 ▲22,049 (経済対策 1,495)		638,458
15	◎ 626,909	▲2.5	2,995	7,900		追加提案 ▲31,882	10/10 866 (衆院選挙)	604,649
16	605,741	▲3.4		▲1,315	1,041	追加提案 ▲18,512		585,474
17	553,973	▲8.5		▲1,562		追加提案 ▲ 2,008	8/ 8 850 (衆院選挙)	554,186
18	523,261	▲5.5		1,863	4,508	追加提案 ▲ 4,691	7/31 13,529 (豪雨災害)	538,243
19	◎ 510,731	▲2.4	5,916	663	3,691	追加提案 ▲13,974		507,797
20	501,199	▲1.9	3,288	1,515	2,619 (経済対策 2,619)	23,195 (経済対策23,127) 追加提案 ▲16,703	3/24 15 (強風災害)	516,262
21	527,070 (内経済対策 8,335)	+5.2	45,403 (経済対策45,403)	15,635 (経済対策 8,827)	1,399 (経済対策 485)	26,516 (経済対策25,974) 追加提案 ▲20,870 (経済対策 5,921)		598,032
22	535,493 (内経済対策 25,706)	+1.6	200	追加提案 4,864 (経済対策 4,044)	440 (経済対策 434) 追加提案 15,741 (経済対策15,541)	① 267 (除雪 267) ② 2,754 (経済・緊急対策6,929) 追加提案 ▲20,132	8/ 9 31 (口蹄疫) 8/23 1,568 (土砂災害)	552,554
23	532,225 (内経済・緊急対策 27,630)	▲0.6	6,298 (経済対策 6,057)	2,913 (経済・緊急対策767)	2,775 (経済対策 2,250) 追加提案 9,144 (経済対策 9,138)	7,087 (経済対策 714) 追加提案 ▲21,034		541,312
24	527,651	▲0.9	1,100	3,159	追加提案① 431 追加提案② 5,363 (経済対策 4,194) (給与 1,169) 追加提案③ 2,572 (経済対策 2,572)	30,075 (経済対策31,325) 追加提案 ▲25,273	5/14 390 (雇用基金等)	543,693
25	531,157	+0.7	558	① 81 (災害援護資金 81) ② 32,509 (災害復旧24,856)	1,150	11,359 (経済対策13,530) 追加提案 ▲38,451	7/ 3 42 (風しん抗体検査) 8/29 900 (8月大雨災害)	538,588
26	527,234	▲0.7	369	3,577	追加提案 2,794 (給与 1,533 924)	① 6,058 (経済対策 7,315) ② 1,650 追加提案 ▲32,037		511,435
27	529,966	+0.5	279	3,780	追加提案 918 (給与 918)	追加提案 12,051 追加提案 ▲39,671		533,770
28	520,219	▲1.8	437	追加提案 4,703 (経済対策16,118)	3,612 (経済対策 3,612) 追加提案 414 (給与 414)			

(注) 1. 当初予算欄の◎は、統一地方選挙を控えた「骨格予算」

2. 平成25年3月29日島根県告示第231号により定例県議会招集月を12月から11月に変更したため「11月補正」に改称